

ティアンヌマリオバレエ 後援会会則

第1条	名	称
第2条	方針	および目的
第3条	会	員
第4条	役	員
第5条	会	合
第6条	会	費
第7条	部会	とその任務
第8条	修	正
付 則		

ティアンヌマリオバレエ後援会会則

第1条 名 称

本会は、ティアンヌマリオバレエ後援会（以下 本会）とよぶ。

第2条 方針および目的

1. ティアンヌマリオバレエの発展のため、先生と連絡を密にし、その活動を援助する。
2. 会員間の融和を図りながら、目的達成のために下記の行事を行う。
 - (1) ティアンヌマリオバレエの諸行事に参加する。
 - (2) 新人育成のために援助する。
 - (3) その他の必要と認めた事業を行う。

第3条 会 員

1. (会員の種類)
 - ・正会員 …………… ティアンヌマリオバレエ入会者の保護者。
(成人に達したものに関しては本人でも可)
後援会の活動、会合に参加。
 - ・賛助会員 …………… 元ティアンヌマリオバレエに所属していた者及び、
ティアンヌマリオバレエを応援する者。
公演や発表会、マリオメール等の通知を受け取る。
賛助会員年会費納入の事。
 - ・特別賛助会員 …………… 賛助会員に準ずる。(特典としてティアンヌマリオバ
レエの公演では優先的に座席指定券を求められる。)
特別賛助会員年会費納入の事。
 - ・名誉会員 …………… 正会員以外の者で本会に著しい貢献をし、本会が名
誉会員の称号を与えることを希望した者。名誉会員
は会合に参加できるが、決定権はない。
2. (入会) ティアンヌマリオバレエ入会者の保護者(成人に達した者に関しては
本人でも可)は、入会と同時に自動的に後援会の正会員となる。
3. (退会) ティアンヌマリオバレエ退会者の保護者(成人に達した者に関しては
賛助会員となる意志表示をしない限り自動的に本会も退会となる。

第4条 役員

1. 本会の会長は1名とする。
2. 本会の運営にあたる役員は10～13名とする。
 - ・ 委員長 …… 総会、役員会の召集、準備をし、その会の議長を務める。
本会活動の監督（すべての部会の職権上の部員を務める）。
先生と会長との連絡。
 - ・ 副委員長 …… 委員長が欠席、又は要請があった場合は議長を務める。
必要に応じその他の任務を行う。
 - ・ 総務部 書記、会計
 - ・ 事業部 部長、副部長
 - ・ 広報部 部長、副部長
 - ・ 前委員長 …… アドバイザーとして1年役員会に残る。
3. (任期) 各役員の任期は2年とする。(再任を妨げない。
但し、会計の就任任期は最長4年までとする。)
4. (理事) 役員会に必要に応じ理事をおくことができる。
5. (選挙) 毎年過半数改選とする。
役員会は指名委員3名を選出する。(先生と連絡をとりながら、候補者を指名する。)空席の補充は委員長の場合は副委員長が、その他の役職は役員会で推薦し、承認を受けた者がその空席を埋める。

第5条 会合

1. (総会) 1年に1回、年度初め(2ヶ月以内)に委員長が召集する。
2. (特別総会) 緊急の場合、会長又は委員長の招集により開くことができる。
3. (定員数) 正会員の過半数を定足数とする。(但し、委員長に委任状を出した場合も定足数の中に数えられる。)
4. (役員会) 役員会は選出役員と前委員長で構成される。
役員会は事務事項を処理し、提案事項を会員に提出する。
定例会は2ヶ月に1度、その年度の役員を決めた日時、場所で開かれる。
5. (先生) 先生には会員と意思疎通をはかるため、後援会の会合に必ず参加していただく。但し、役員会が承認する特定の場合を除く。

第6条 会費

1. (会計年度) 本会は、7月1日から6月30日までを会計年度とする。
2. (年会費) 正会員は、3,600円(月300円)、賛助会員1,200円特別賛助会員は年会費1,200円に加え、寄付金(3,000円以上)を毎年年度始めに納入し、会計年度途中から入会した場合は、入会月から月割一括納入する。
休会者は会費納入の義務を負う。

途中退会者には、会費の返金はしない。

第7条 部会とその任務

1. 総務部 …… (書記) 会合の正確な記録を取る。議事録や必要事項を関係者に配布し保管する。
(会計) 会費を徴収し、本会で承認された通り支払いする。
半期毎に会計報告を出し、年度末に会計監査(前年度会計役員)の為の帳簿を提出する。
2. 事業部 …… 発表会の手伝い
バザーの計画
貸衣装の直し手伝い
その他ティアンヌマリオバレエの活動に関するもの
3. 広報部 …… 会員相互の親睦、伝達
 - ・マリオメールを適宜発行し、スタジオと後援会からの情報を会員に知らせる。
 - ・会員数の把握と連絡網(作成)
 - ・役員会と役員の連絡

第8条 修 正

本会則は、修正案が総会の1ヶ月前までに役員会に文書で提出され、全会員に通知されていれば、定足数の過半数の賛成によって修正することができる。

1993年	7月18日	施行
1997年	7月12日	修正
2000年	7月22日	修正
2003年	7月19日	修正
2007年	7月14日	修正
2019年	7月15日	修正

〈付 則〉

1. 本付則は役員会の賛成、承認をもって、修正又は廃止することができる。
2. 会員の慶弔金は役員会で決定し、支出する。
3. 休会者は2年間の会費を未納入の場合、会員の資格を失うものとする。
4. 後援会費は生徒一人につき一名分を支払うものとする。
5. マリオバレエ主催のコンクールにおいて、先生の意向があった場合は、特別賛助会員の特典として入場バッチを渡すことができる。